

東神楽町文化・スポーツ活動大会等出場報償事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民及び町内関係団体の文化・スポーツ・産業経済活動を助長するため、各種大会出場に対する褒賞として助成し本町の文化・スポーツ・産業経済の振興に寄与することを目的とする。

(報償対象大会)

第2条 対象となる大会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全道大会 上川地区又は旭川地区等の予選大会で出場資格を取得した又は前年度等の成績が特に優秀なため、招待、選抜及び推薦により選出(以下「シード選出」という。)された大会をいう。
- (2) 全国大会 上川地区、旭川地区又は全道大会等の予選大会で出場資格を取得した又はシード選出された大会をいう。
- (3) 世界大会 予選大会等で出場資格を取得した又はシード選出された国際コンクール、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会及びこれに準ずる大会をいう。
- (4) 主要な世界大会 オリンピック大会、パラリンピック大会、アジア地区等の予選大会で出場資格を取得する又は開催国として出場する4年ごとに開催されるワールドカップ大会をいう。

(報償対象者)

第3条 対象となる者は、本町に住所を有する個人(本町の小・中学校に在籍していた者で、通学のために町外に住所を有するが、保護者が本町に住所を有する学生を含む。以下、「町民」という。)及び文化・体育・産業経済団体とし、前条の大会要項等で定められた参加資格を有する登録選手及び登録選手に準ずる者とする。ただし、監督等の役員は対象外とする。

2 報償対象とする団体とは、町民で構成され報償対象大会に出場するチームとし、報償対象とするその人数は、大会要項等で定められた参加登録選手の範囲内とする。

3 前項の団体に町民でない者が含まれる場合、次の各号のいずれにも該当する者に限り、報償の対象に加える。

- (1) 居住する自治体から類似の報償金が受け取れない者
- (2) チーム内の町民の人数の半数以内の者

(報償金額)

第4条 報償金の交付額は、当該年度の予算の範囲内において派遣費の一部として交付す

る。ただし、高校生以上については、主要な世界大会を除き、同一競技における個人及び同一団体の助成回数は3回を限度とする。

2 小・中学生に対する報償金額は、次の各号の金額とする。

- (1) 全道大会（管内開催）に出場する個人 5,000円
- (2) 全道大会（管外開催）に出場する個人 10,000円
- (3) 全道大会（管内開催）に出場する団体 100,000円
(20名未満の場合は、1人当たり5,000円を上限とする。)
- (4) 全道大会（管外開催）に出場する団体 200,000円
(20名未満の場合は、1人当たり10,000円を上限とする。)
- (5) 全国大会（道内開催）に出場する個人 10,000円
- (6) 全国大会（道外開催）に出場する個人 30,000円
- (7) 全国大会（道内開催）に出場する団体 200,000円
(20名未満の場合は、1人当たり10,000円を上限とする。)
- (8) 全国大会（道外開催）に出場する団体 600,000円
(20名未満の場合は、1人当たり30,000円を上限とする。)
- (9) 世界大会及び主要な世界大会（以下「世界大会等」という。）（国内開催）に出場する個人 30,000円
- (10) 世界大会等（国外開催）に出場する個人 50,000円
- (11) 世界大会等（国内開催）に出場する団体 600,000円
(20名未満の場合は、1人当たり30,000円を上限とする。)
- (12) 世界大会等（国外開催）に出場する団体 1,000,000円
(20名未満の場合は、1人当たり50,000円を上限とする。)

3 高校生以上に対する報償金額は、次の各号の金額とする。

- (1) 全国大会に出場する個人 10,000円
- (2) 世界大会等に出場する個人 50,000円
- (3) 全国大会に出場する団体 50,000円
(5名未満の場合は、1人当たり10,000円を上限とする。)
- (4) 世界大会等に出場する団体 250,000円
(5名未満の場合は、1人当たり50,000円を上限とする。)

4 第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本町の他の負担金及び補助金等の交付対象となるもの
- (2) 政治・宗教活動及び営利事業を目的として行われるもの

(3) 町内学校の教育活動として行われるもの

(報償金の交付申請)

第5条 報償金の交付を受けようとする報償対象者又はその保護者は、大会出場の決定後速やかに、東神楽町文化・スポーツ活動大会等出場報償金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、東神楽町教育委員会又は産業振興課(以下「申請窓口課」という。)に提出しなければならない。

(1) 出場する大会等の開催要領

(2) 大会等へ出場できることとなった予選大会の開催要領及び結果が分かる書類

(3) 団体においては出場する大会等の登録選手名簿

(報償金の交付決定)

第6条 申請窓口課は、前条の申請書の内容を審査及び調査し適正と認められるものにつき、上申書を作成し速やかに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の上申書の内容等を検討のうえ助成金の交付を決定する。

(決定の通知)

第7条 町長は、前条第2項の交付決定をしたときは、速やかにその内容を東神楽町文化・スポーツ活動大会等出場報償金交付決定(否決)通知書(別記第2号様式)により申請窓口課を介して申請者に通知する。

(掲示物等)

第8条 町長は、広く町民にその優秀な成績を知らしめるため掲示物、懸垂幕(以下「掲示物等」という。)を掲げることができる。

2 大会別に掲げる掲示物等は、次の各号のとおりとする。

(1) 全道大会に出場する個人及び団体 A2版の掲示物

(2) 全国大会に出場する個人及び団体 A2版を縦につなげた掲示物

(3) 世界大会に出場する個人及び団体 A0版の掲示物

(4) 主要な世界大会に出場する個人及び団体 縦550センチメートル横90センチメートルの懸垂幕及びA0版の掲示物

(5) 主要な世界大会で極めて優秀な成績(スポーツにおいては3位以内)を収めた個人及び団体 縦550センチメートル横90センチメートルの懸垂幕及び

(掲示期間)

第9条 掲示物等の掲示期間は、第6条の報償金の交付決定以降から当該大会の終了時までとする。ただし、前条第2項第5号に規定する懸垂幕は掲示した日からおおむね1か月とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本町の文化・スポーツ・産業経済の振興上必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(各種文化・スポーツ活動推進事業報償費交付要項の廃止)
- 2 各種文化・スポーツ活動推進事業報償費交付要項は、廃止する。

附 則 (平成31年3月29日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月17日)

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則 (令和2年要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第63号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年要綱第44号)

この要綱は、令和4年10月13日から施行する。

【参考：報償金・掲示物】

区分	全道大会		全国大会	
	管内開催	管外開催	道内開催	道外開催
小中個人	5,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円
小中団体(上限)	100,000 円	200,000 円	200,000 円	600,000 円
一般個人	—		10,000 円	
一般団体(上限)	—		50,000 円	
掲示物	A 2 版		A 2 版×2 枚(縦)	
区分	世界大会		主要な世界大会	
	国内開催	国外開催	国内開催	国外開催
小中個人	30,000 円	50,000 円	30,000 円	50,000 円
小中団体(上限)	600,000 円	1,000,000 円	600,000 円	1,000,000 円
一般個人	50,000 円		50,000 円	
一般団体(上限)	250,000 円		250,000 円	
掲示物	A 0 版		A 0 版+懸垂幕	